

店舗リフォームを 支援します。

飯山市では、市内における店舗の集客力向上を図るため、店舗の改修工事に要する経費に対し、補助金を交付します。



■ 補助金額及び補助対象経費

| 補助金交付対象者 | 補助対象割合 | 限度額 |
|----------------------|--------|------|
| 市内で小売業又は飲食店等を営業している者 | 1 / 2 | 50万円 |

- 補助対象経費…現在営業している店舗の改修等に要する経費であって、市が適当と認めるもの。
- 住宅、倉庫又は車庫部分の改修工事に係る経費は、補助対象経費から除きます。

■ 補助対象事業

- 1 次の要件を全て満たす事業に補助金を交付します。
 - (1) 市内で小売業又は飲食店等を営業していること。
 - (2) 商工会議所経営指導員の経営指導を受け、改修工事（店舗の修繕、一部改築、増築、設備の更新又は模様替えの工事をいう。以下同じ）を実施した後の経営に係る具体的な計画を有していること。
 - (3) 関係する法令等に違反していないこと。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
 - (5) 改修工事に対し、他の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
 - (6) 市内施工業者（市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む）をいう。）に発注して実施する改修工事であること。
 - (7) 当該店舗の床面積が1,000平方メートル以下であること。
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく改修でないこと。

■ 注意事項

- すでに事業に取り掛かっていた場合は対象になりません。必ず事前にご相談ください。
- 予定していた補助金が終了した場合は年度の途中であっても受付を終了します。
- 補助金交付後であっても偽り又は不正に給付を受けた、対象事業以外に使用した、事業の実施が不可能になったなどが判明したときは返還を求めます。

■ 補助金交付手続きの流れ

事前相談 ⇒ 交付申請（書類作成） ⇒ 適格（交付決定） ⇒ 改修工事等に着手
⇒ 完了 ⇒ 実績報告・交付確定 ⇒ 補助金交付（指定口座へ振込）

※上記は概要です。詳しくは下記までお問合せ下さい。

お問い合わせは・・・

飯山市役所 経済部 商工観光課 商工係 電話62-3111 (212) まで